

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年11月20日（金）15:30～16:15
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団混志会社員・理事 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 田中 義恭 | 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長 |
| 板倉 寛 | 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室長 |
| 酒井 啓至 | 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付補佐 |
| 度會 友哉 | 文部科学省初等中等教育局教科書課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|--------|-------------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 日向 弘基 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 井上 貴至 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 遠隔教育の普及・定着の促進について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、今回の議題は「遠隔教育の普及・定着の促進について」ということで、文部科学省に御参加いただいております。

本日は、文部科学省から御提出いただいている資料が1点ございます。配付資料、議事ともに公開ということで伺っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○黒田参事官 それでは、これから議事を始めさせていただきたいと思います。

文部科学省から御説明いただき、その後に先生方から御質問いただくという形でお願いします。

それでは、八田先生、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本当にお忙しいところ、お越しくださいますて、ありがとうございます。

それでは、早速、デジタル教育に関する今の文部科学省のお考え、特にデジタル教科書とか単位の問題についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田中室長 文部科学省教育制度改革室長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

6月10日の国家戦略特区諮問会議におきまして、遠隔教育に係る対応ということで、まずは、遠隔教育の実施可能な環境の整備に集中的に取り組むとともに、児童生徒の状況を含む現場の実態を見極めつつ、文部科学省において所要の措置を講ずるとされたところでして、これは成長戦略のほうにも同じことが書かれたかと思ひます。こういったことを踏まえまして、文部科学省として遠隔・オンライン教育等の推進・検討をしてきたところでございます。

具体的には、中央教育審議会での検討もござひますし、また、総理のもとの教育再生実行会議におきまして、ポストコロナの教育の在り方ということで、このテーマが検討されております。また、規制改革推進会議のほうでもこのことがテーマになっておひまして、河野大臣にも御出席いただきまして、これまでワーキンググループが2回開催されまして、私どもも説明いたしましたし、また、学校現場のヒアリングも行われまして。

本日は、10月23日に規制改革推進会議のワーキンググループで御報告させていただいたものと基本的には同じものですが、そのときは大学も入ってましたから、今日は初等中等教育だけですけれども、報告させていただければと思ひております。

資料の1ページを御覧いただければと思ひます。遠隔・オンライン教育に入る前に、前提として目指すべき教育改革の方向性について、簡単に確認させていただきたいと思ひます。というのは、ICT、遠隔・オンライン教育は非常に大事でして、今後の学校教育に欠かせない基盤的なものになると考えておりますけれども、一方で、これは目的ではなくて極めて有効なツールであると考えていますので、どのような教育を実現したいのか、そのためのツールとしてどう使っていくのかという視点が重要だと考えております。

文部科学省といたしましては、左側のほうにござひますけれども、学校教育を通じて育てたい姿、資質・能力ということで、未来社会を自立的に生きて、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成する。特に、その前に「予測不可能」と書いてありますが、Society5.0という時代が予測不可能と言われていたましたが、現にこのコロナ禍によってまさに非常に不透明な時代になっている。こういった中を乗り越えて、個人としても、

また、社会としても発展していくような人材を育てるための教育であるべきだと考えております。

このために、新学習指導要領では、資質・能力を三つの柱に整理してございまして、左下の知識・技能も旧来型のテストで暗記したことを書くだけではなくて、実際に生きて働く知識・技能。それだけではなくて、実際に思考し、判断し、表現する力。さらに、これから知識もどんどん変わっていく中で、学んだことはどんどん古くなっていきますから、自ら学び続ける力であったり、あるいは学んだことを実際に社会に生かしていくといった人間性を育むこと。この三つをバランスよく育むことが大事だということが前提でございます。

2 ページ目を御覧いただければと思います。そのための学びの仕方として、いわゆるアクティブラーニングとも言われますけれども、主体的・対話的で、深い学びを実現していこうということです。これはかつての、ややもするとチョーク・アンド・トークと言われることがありますけれども、先生が黒板の前に立って、一方的にしゃべって黒板に書いて、生徒はそれを一生懸命ノートに取るという学びではなくて、このイメージの絵にもありますように、子どもたち同士が話し合い、タブレット等も有効に使って、また、地域の方とも、例えば、ICTを使ってつながって先生とも話し合って、といった学びを実現していこうとしているところでございます。

3 ページ目でございますけれども、その前提で、「ICTを活用した『令和の日本型学校教育』の実現」は、中央教育審議会でも今、御議論いただいているところです。発達段階に応じてICTを使いながら、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育等を使いこなす、ハイブリッド化することで、個々人に合った個別最適な学びと、子どもたち同士、あるいは地域、先生との協働的な学びを展開していきたい。

真ん中にございますのが、遠隔・オンライン教育だけではなくて、スタディ・ログといったものはまだ発展途上ですけれども、例えば、学習履歴等を使って、子どもたちの学習履歴を把握して、その子たちは何が課題になるのか、どこが強みであるのかといったことを先生たちが把握して指導できるようにしたり、あるいはデジタル教科書を全面的に使っていく。

今日は遠隔教育等がテーマだと思いますけれども、左側のほうでは、例えば、中山間地の学校で遠隔授業を有効活用する、海外とつながるといった話や、右側のほうの学校に行きたくても行けないような不登校の子に家庭からの学び、病気療養の子に病室あるいは家庭からの学びをオンラインで保障していくといったことを進めていきたいと考えております。

4 ページです。今申し上げたことと重なりますので、簡単に説明いたしますけれども、ICTは基盤的なツールとして必要不可欠である。一方で、二つ目ですけれども、Society5.0の時代にこそ、AIには置き換えられないような人間の力というものが必要でして、また、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことも一層重要になると考えているところでございます。

5 ページを御覧いただければと思います。6月10日の国家戦略特区諮問会議でも決定いただいたように、まずは、遠隔教育の実施可能な環境の整備に集中的に取り組むということでございますので、いわゆる「GIGAスクール構想」をハード・ソフト・人材一体で今進めておまして、児童生徒一人一台コンピュータを実現すること、さらに、それが使えるための高速大容量の通信ネットワークの実現がハードになります。今、色々と世界的に端末が不足している中で、現場も調達にはなかなか苦労していますが、本年度中にはほぼ全ての自治体の小中学校で一人一台端末が入るという見込みでおります。また、ハードだけではなくて、ソフトや人材で、先生方がこれを瞬間的に使いこなせるようになるかと言うと、なかなか難しいところがございますので、まず、ICTの活用を支援する企業の方であったり、アドバイザーといった方にも入っていただきながら先生方の研修も実施して、単に端末を配っておしまいということにならないように、私どもとしてももしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

6 ページは、中身は説明いたしませんけれども、これは文部科学省だけでやっているわけではありまして、右上にクレジットがございます。内閣官房IT総合戦略室、総務省、経済産業省と協力させていただいて、一体となって「GIGAスクール構想」を進めているところでございます。

前置きが長くなりましたが、ここから私どもの遠隔・オンライン教育の新たな取組を紹介させていただきたいと思っております。

まず、不登校や病気療養の子どもたちの学びの保障という意義が大きいと考えております。今後、一人一台の端末を実現するわけですが、これを特に不登校、病気療養の子どもに家庭や病室等に持って帰っていただいて、同時双方向での授業配信や、必ずしも同時双方向だけではなくて、動画も活用して、こういった子どもたちへの学びの保障をしっかりできるように取り組んでまいりたいと思っております。

特に不登校の子どもにつきましては、同時双方向型のオンライン授業を活用して、指導方法についてどのような方法がより有効かを研究していきたいと思っております。学校の評価はテストの点だけでしているわけではなくて、子どもたちの様子を先生が丁寧に見取ってしておりますので、それをオンライン上でどうやって丁寧に評価できるのかといったことを研究していきたいと考えております。

8 ページでございますけれども、これも冒頭に八田先生からお話がありましたが、高校における遠隔授業の充実ということで、現在、高校は遠隔授業ができるようになっております。これが高校の卒業までに必要な74単位のうちの36単位が単位上限ということになっております。これにつきまして、高校において、単位数の算定を弾力化しまして、教師による対面指導と遠隔授業とを融合させたより柔軟な授業方法を可能としたいと考えております。

特に中山間地域では、高校の数も限られてまして、例えば、子どもたちが簿記を学びたいと思っても、商業科の高校が近くにない、通える範囲にないということもあります。そう

いったときに、例えば、50キロ向こうの高校とつないで、商業の先生に簿記の授業をやってもらって、それによって簿記の資格も取れるといったような形で中山間地の学校をネットワーク化して、遠隔授業をより進めていきたい。これを支援するために、必要な予算も8億円ほど概算要求にて要求させていただいております。

9ページを御覧いただければと思います。今回、コロナ禍ということで、地域によっては3か月にわたって学校が臨時休業するといった前例のない事態になりました。今回の新型コロナウイルス対策として、このような学校の臨時休業期間中におきまして、オンライン学習を含めて、学校が課した学習課題については、その成果を学校における評価へ反映することができるようにするとともに、一定の要件のもとで、対面での再指導を不要とすることを可能としたところでございます。つまり、学校が臨時休業なので、授業は基本的には実施できないわけですが、実際には、例えば、先生たちが学校から授業を配信して、子どもたちが家庭でそれを受けて、学びがしっかり身に付いていれば、学校が再開した後に学び直さなくてもいい、それを学習の成果として認めていくという措置を取らせていただきました。

これにつきましては、必ずしも同時双方向のオンラインだけに限ったわけではありませんでした。実際に同時双方向のオンラインでできたのは、ここに数字を入れていませんけれども、我々の調査では、設置者単位で4月時点で5%、6月時点で15%ということで、正直低い数字だと思っています。ただ、これも致し方なかったことがございまして、まず、先生方も慣れていませんでしたし、そもそも通信環境も端末もなかったという中で、先進的などが実施できたということです。

下に書いていますけれども、今後、新型コロナウイルス以外にも様々な感染症、あるいは自然災害によって、児童生徒がやむを得ず登校できない場合があります。今回の特例措置は新型コロナウイルス対策に限っているわけですが、今後は他にこのような事態が生じた場合にも、現場の判断で柔軟にこの学習に切り替えられるよう、必要な措置を講じたいと考えております。

また、それと同時に、パソコンは一人一台端末で、先生方もICTに習熟していただきます。子どもたちも慣れますので、万が一そんなことがあったときに、今回のような15%ではなくて、多くの学校でできるような環境を目指していきたいと考えております。

最後になりますが、デジタル教科書につきましては、現在各教科等の授業時数の2分の1に満たないという使用の基準がありますけれども、先日、萩生田大臣からも記者会見でお話しいただきましたが、今この使用の基準の見直しに係る検討を進めております。これにつきまして、当初は年度内ぐらいと考えていたのですが、検討を加速しまして、年内を目途に方向性を示したいと考えております。

また、現在デジタル教科書は現場であまり使われていないという状況でございます。一人一台端末が整えば、デジタル教科書を当たり前使える環境が整ってきますが、一方で、まだ現場が使い慣れていないという実態もございまして、そういった中で、学校現場におけ

るデジタル教科書の使用が一部の学校だけではなくて、全国規模で着実に進むよう普及促進を図りたいと考えておりました、このために必要な予算も令和3年度概算要求で計上させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問や御意見を頂戴したいと思います。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 簡単な質問ですけれども、なぜデジタル教科書は2分の1しかダメだったのですか。

○度會課長補佐 文部科学省教科書課でございます。

制度が出来たのは平成31年4月1日ですけれども、先ほど田中室長から申し上げましたとおり、現時点でもそうですが、当時もまだデジタル教科書がそこまで普及していなかったというところでございまして、段階的に進めていこうということで、まずは半分ということで、そのような形を取らせていただいたということでございます。

○八代委員 だから、もちろんデジタル教科書がないところは使えないのが当たり前だけれども、あるところでも2分の1だったのですね。

○度會課長補佐 そうでございます。

○八代委員 その根拠が全く意味不明です。紙と比べて、デジタルのほうが劣っているという認識なのですか。

○度會課長補佐 そういうわけではなくて、まだ十分な実証とかもできていなかったもので、今後しっかりとそういう実証も含めてやっていく中で、今後の在り方を見直していくということで、まずは、段階的にということで2分の1に満たないということでしたのですけれども、今、萩生田大臣からも検討を加速するようという御指示を頂きまして、年内を目途に方向性を示して、早めに改善していきたいと考えております。

○八代委員 ちょっと理解できない御説明です。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 デジタル教科書の定義は現在はどう定義しているのですか。単に教科書をデジタル化しているだけではなく、VRとかAIといった、これから新しく出てくる色々な技術を取り込むということで、定義そのものは再定義していかなくてはいけないような気がします、それについてはどうなっているのですか。

○度會課長補佐 現時点で、法令上では内容的には紙の教科書と同一とさせていただいております、おっしゃるとおり今後世の中のデジタル化は進んでいきますので、当然ながら将来的にはそれも含めて検討していかなければいけないとは思っております。

○阿曾沼委員 将来的に検討するのではなくて、今検討するべきだと思います。新しい時代に向けてデジタル教科書を定義し直さないと、ただ紙の世界をデジタルに置くというだけになってしまうと、全く意味もないし、効果も期待できないのではないかという気がし

ます。

○度會課長補佐 私の申し上げ方が誤解を生むようであったら大変申し訳なかつたのですが、今、当方でも有識者会議で今後の在り方について検討しておりますので、先生がおっしゃったことも含めて検討はしているところでございます。

○阿曾沼委員 マイルストーン的にはいつぐらいに定義を決めるというか、新たなものにしていく御予定でいらっしゃいますか。

○度會課長補佐 有識者会議の予定では、中間取りまとめを年度内、最終的な取りまとめを来年夏頃という予定ではございますが、結局内容については検討しなければいけないので、今この場でどうしていくかということは申し上げられないのですが、先ほども御説明の中にありましたとおり、まだ十分に実証ができていない、使われていないということもありまして、来年度に大規模な予算要求をさせていただいております。その中で、まず、実際に学校の先生方なり、子どもたちに使っていただくということが大事ですので、そこで効果や影響とかも検証してまいります。

このように、当方でも検討させていただくことは当然なのですが、実際に学校現場が付いて来られないことには、机上の空論になってしまっても全く意味がございませんので、そこは我々としても地に足のついた、現場感覚に基づいた議論も併せてしていかなければいけないと思っています。当然ながら世の中のデジタル化は進んでいくので、スピード感を持つてとは思っておりますけれども、現場が付いて来られないということになったら全く意味がないですので、そこは丁寧に、確実に進めていきたいとは思っているところでございます。

○阿曾沼委員 デジタルの進化で一番の課題は、現状の現場の課題の解決策からだけで議論がスタートすることで、それでは全く意味がないですね。単位取得の問題とか、利活用の仕方などの一般的な議論で全国的に展開していただければいいのですが、デジタル教科書の在り方とか、その効果・検証などは専門家の方々の議論と並行して特区でやるべきなのではないかなと個人的には思っています。

もう一点質問ですが、端末を学生に一台ずつとあります。端末はバージョンアップもするし、使うシーンも多様化していきます。例えば、学生が自宅にいなくても学習できるというシーンも考えられるわけですね。例えば、オンライン診療の例で言えば、かつては医師が診療所にいなければいけなかったわけですが、現在では医師は診療環境に支障がなければ、どこにいてもオンライン診療ができるということになってきているわけです。そうなってくると、学生の居場所とか教員の居場所について柔軟な対応をしていくのがオンライン授業だと考えた上での規制の在り方とか、障害になるようなことがあれば教えてください。

それから、端末はバージョンアップしていきますが、例えば、個人の選択によって、いわゆるBYODという自分の端末を教育端末に使えるような方策についての展望などは、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。当然セキュリティの問題とか色々あると思

ますが。

○田中室長 最初に教科書のことを補足させていただきます。確かにデジタル教科書は紙と同じとしていますが、実際に使われているデジタル教科書はデジタル教材とセットになっていて、つまり英語だったら、クリックしたらネイティブのスピーカーの動画が入るとか、あるいは数学で図形が回転するとか、今あるものは既にそのようになっていて、単にPDFにしたようなものではなくありません。

○阿曾沼委員 私も大学で毎週授業をやっている、動画も使っています、色々なツールを試しながらやっています。これからはAIとか、バーチャルリアリティといった、また、それを超える技術が出てきたときに、遅滞なく取り入れられることが必要だと思います。そういったことも含めてということです。

○田中室長 分かりました。

今御質問を頂いた件ですけれども、端末に関しては確かにバージョンアップが必要です。

一方で、今、クラウド化を前提にしていますので、端末そのものの中に色々なものを入れてハイスペックなものにするよりも、ある程度コストを下げて、全国に普及させて、クラウドを利用していくという前提であります。

その一方で、もちろんそうは言っても、端末は段々劣化していきますので、どこかで更新しなければならないということは事実でございます。これに関して、現在は3年後にどうする、5年後にどうするということについて明確なプランがあるわけではないのですけれども、BYODという選択肢ももちろんあり得ると思います。

一方で、そこは地方から、あるいは現場からの色々な声もありますので、結論から言うと、現在どうするかというのは見えていないのですけれども、当然学校現場で一人一台というのは今後の前提になっていると思っていますので、それを実現するためにどうするかということで、丁寧に議論していきたい。当然財政負担の問題もございます。

もう一つ、御質問を頂きました居場所の話でございますけれども、確かにオンラインだったらどこでも学べるようになるのは、オンラインのメリットだと思います。

一方で、これは発達段階も大きいと思っています、今日は大学担当は来ていませんけれども、大学生は大講義で行うような授業は、もちろん質問はできますが、基本的には先生が一方で話して、それを300人で聞くという授業のスタイルであれば、必ずしも教室に来る必要はなくて、むしろ新型コロナウイルスとかも心配であれば、密を避けるためにも家から学べるというのは大いにあり得る話です。

一方で、小学校1年生が、特に新型コロナウイルスとか、あるいは不登校でもないのに家にいて学習ができるかという、かなり大きな課題がありまして、保護者がいないとまず無理ですし、それは家庭の負担になります。女性の社会進出という面からも大きな課題になります。これは1年生に限らず、中学生でもそうですけれども、今回新型コロナウイルスで学校が休みになったことで、子どもたちの居場所をどうするかというのが大変大きな社会課題になりまして、こういったことから見て取れると思います。

もう一つ、冒頭に申し上げましたように、義務教育段階では知識だけではなくて、人間性とか、人と関わる社会性といったところを育てていくことが特に必要です。確かに世の中はテレワーク等が進んでいますけれども、実際に人と話して関わっていく、あるいは修学旅行なり、運動会といったことも非常に大事だと思っていて、いわゆる非認知能力を育てるという意味でも非常に有効ですので、大学生とかになってある程度成長した段階と義務教育段階ははっきり分けていく。そういう意味で言うと、高校はその中間にありますので、また義務教育と高校によっても在り方は変わってくるのかなと考えているところでございます。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、本間委員、原委員は何かございますか。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 原です。ありがとうございます。

三つございます。一つは、なぜこの会議をやっているのかあまりよく分かりません。規制改革推進会議と同じ議題で、同じ課題で、同じ説明をしていただいているというのはおかしい話で、縦割りをやめると言っている政権において、規制改革に関わる会議が縦割りになっているのは大変おかしいことではないかと思えます。なので、まずは、今後、特区でこの問題について何を実現しようとするのかを明確にして、少なくとも合同会議でここをやっていくべきではないかと思えますというのが1点目です。

それから、その前提で文部科学省に2点ほどお伺いしたいのですが、二つ目が、オンライン授業を正式な授業として認めるという点についてで、私の理解では、4月の閣議決定では正式な授業として認められるようにするという決定がなされました。その後、文部科学省の局長が出された通達で、原則はあくまでも家庭学習であって正式な授業ではない、例外的に正式な授業と認められることがあるという書換えをされたわけです。この閣議決定と局長通達の不整合は今後どう見直されるのでしょうか。

あわせて、先ほど同時双方向のオンライン授業について5～15%という数字を御説明いただいたのですが、この5%や15%は同時双方向のオンライン授業を家庭向けにやったというパーセントだと思いますが、そのうち正式な授業として認められるものは何%あるのでしょうか。これが2点目です。

3点目は、オンライン授業・遠隔授業は長年議論してきているのですが、私がずっとこの話を伺っていて分からないのは、法律の根拠は何なのかです。オンライン授業・遠隔授業について、大学や高校に関しては告示で、こういった場合にはやっていいですというルールが設定されているということなのですが、その前に法律で、何の根拠があって小中学校について今は禁止ということになっているのかがずっと分からないままなのですが、もし、現時点でその後さらに整理が進んでいるようでしたら教えてください。

以上です。

○板倉室長 御質問ありがとうございます。教育課程課の板倉と申します。

今の原委員の御指摘、御質問でございますけれども、まず、4月10日の時点でどういう状態だったかということをお知らせすると、当時、3月までであれば、言ってみれば、学校は復習というか、まさに最後の詰め段階でございます、学習内容の影響という意味で言うと、宿題等で一定程度対応できる場所があったわけなのですが、4月以降になって、未習事項が当然出てくるという状況でございました。

閣議決定をいただいた当時でございますけれども、文部科学省として、当然オンラインの学習を振興していかなければいけないという立場でございました。一方で、当時の状況としては、ほとんどの学校でまだオンラインができるような状況ではなく、端末もない状況でございましたので、当然でございますが、紙の学習も含めて、しっかりと学校のほうでやっていただかなければいけないという問題認識を当時持っておりました。

その上で、まず、当時の前提としましては、先ほど室長の田中から申し上げたとおり、臨時休業期間中ではございました。臨時休業期間中は学校保健安全法に基づくものなのですが、そうなりますと、法律解釈的にはそれは授業日ではないということになります。授業日ではないところでの、例えば、オンライン学習をどう考えるかということ、どういった問題が起こるかということなのですが、一つとしては授業時数がございまして、授業時数に関しては下回っても構わないということで、文部科学省から再三通知を出させていただいております、そういった意味で、当時は授業時数に関しては気にしないでいい、要は実質的に学習が保障されていけばいいのだという立場でございました。その上で、進級や入試に関しても弾力的に取り扱っていただくようにというお願いも併せてしておりました。

そういった中で、臨時休業中で学校に来られない子どもたちに対して、いかに家庭学習を実質的にやっていただくかという意味で、まさにその閣議決定を受けて作ったものが、学習評価に反映することができるということと、対面での再指導を不要とするということでございます。つまり学校に来なくても、事実上家庭学習が授業と同様のものとして扱われると我々としては考えております。

実際問題として、今の状況としてはコロナ禍でございますので、なかなか悉皆調査ができるような状況ではございません。そういう中で、文部科学省としては教育委員会を対象とした調査をさせていただいたわけなのですが、そういった中で、先ほど御説明がありましたとおり、4月時点では5%、6月時点で15%であったという調査結果があったわけなのです。熱心にやられた教育委員会、例えば、私が仄聞しているところでは、熊本市教育委員会や白川村といったところは、夏休みをかなり取って、土曜授業等もやらずに、ある意味授業時数を増やさずに平準化できたのは、オンライン授業をやった、オンライン学習ができたからという判断をしたと伺っております。そういった地域も出てきているわけでございます。そういった意味で言うと、今回の通知によりましてオンライン学習が進んだ面もあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中室長 続きまして、二つ目に御質問を頂きました点ですけれども、正規の授業かと言いますと、今説明がありましたように、全て学校がお休み中のことなので、正規の授業ではございません。

それから、3点目でございますけれども、原委員が御指摘の遠隔授業について、逆に言うと、私どもは遠隔授業を規制しているつもりは基本的にはありません。というのは、例えば、あるクラスとあるクラスをつなぐ、海外とつなぐ、遠隔授業でスポーツ選手とかALTに入ってもらおうといったことをやってはいけないということは、我々はどこにも書いていませんし、一切そういうことを申し上げているつもりもありません。

ただ、原委員から御指摘があったのは、おそらく授業を行う先生、つまり授業の責任者たる先生が子どもたち、あるいは学生の目の前ではなくて、別の教室、別の学校、別のスタジオにいてという形の遠隔授業のことをおっしゃられているのだと思いますけれども、それに関しては、そもそも学校教育法そのものは昭和20年代に出来たものですけれども、当然そのときは教室に先生がいないということはないので、同じ空間にいる人が教えるのだよねという前提で全て組み立てられております。

ところが、技術の進歩によって、メインの先生が目の前にいないということもあり得るようになってきた。こういった中で、原委員からも御指摘がありましたように、まずは、平成27年に、学校教育法の施行規則に先生が教室以外の場所から授業ができるという明文の規定を置かせていただいた。中学校に関しましても、規制改革推進会議での御議論を踏まえまして、そのような特例を置かせていただきました。

ですから、条文上に遠隔授業をやってはいけないとか、そんなことは書いていないのですけれども、前提としてそのような形であったということでございます。

○八田座長 原委員、今のお答えでよろしいですか。

○原座長代理 全然ダメだと思うのですけれども、まず、3点目の法律の根拠については、御存じだと思いますけれども、インターネットの医薬品販売については法律上禁止するという明確な委任規定がないままに省令で禁止指定を置いて、最高裁まで行って違法だと判決が出たわけです。当たり前なのですけれども、法治主義なので、法律の根拠なく規制をやってはいけないというのが原則なのです。なので、法律には明確な根拠がないのですが、小中学校について禁止しているのですというわけにはいかないのだと思っております。

それから、二つ目の正式な授業かどうかのほうに戻るのですが、休業中だから授業日ではないという話は理解するのですけれども、閣議決定では正式な授業として認められるようにすると書いてあるのです。だったら、休業中に正式な授業として認められるようにしなければいけなかったのだと思うのです。だから、皆さんがなさっていることは不整合だということに尽きるのだと思っております。皆さんから見ると、閣議決定のほうの文章をいい加減に書いてしまったということだったのでしょうか。

○八田座長 今の御意見についてどうですか。

○板倉室長 現行制度上の対応としては、実質の効果としては正式な授業にかなり近い形で最大限整理しました。こうした説明は今まで対外的にも色々なところでさせていただいているところがございます。

○原座長代理 実質的には正式な授業として認められるようにしてきましたと言うのであれば、さっき私が最初に伺ったのですけれども、5%や15%のうちで正式な授業として認められたものは何%だったのか。この中には、同時双方向の授業をやったけれども、家庭学習扱いにして、その後もう一回学校で授業をやったケースももちろん含まれているわけですね。さっき熊本市についてはやられなかったということをおっしゃったと思いますが、少なくともその比率はどうだったのかということは分かっていないとダメだと思います。

○板倉室長 データは今回、このような状況ですので、全体像をつかめるような調査は学校現場に負担がかかるという観点から、今は差し控えているところがございます。

○原座長代理 では、数字を取っていないであれば、学校現場に対して正式な授業として認められるようにするのだという指導はされたのでしょうか。少なくとも私がいくつか聞いている範囲では、どっちみち正式な授業としては認めてもらえないから、あえて積極的に同時双方向のオンライン授業を家庭向けにやるということに踏み切れなかったという話も聞いています。

○板倉室長 その方がどういうつもりで言われたか分かりませんが、臨時休業期間中で授業日に当たらないという話をしております、そもそも授業時数の対応ができようがないというところでその分母から落ちているという時点で、授業時数に入れる入れないというよりは、やったことが実質的に授業と同様なものと整理されるかどうかというところが大事だと思っております、そういった意味では、かなり踏み込んだ通知だったと考えております。

○原座長代理 皆さんの通知は私もよく読んだのですけれども、家庭向けにオンライン授業をやったら正式な授業として認められるのですということは書いていなくて、基本はあくまでも家庭学習です、学校が再開したらもう一回授業をやるのが基本ですと書いてあるのです。だから、おっしゃっていることは全然違うと思います。

○板倉室長 そこはこちらの書き方の問題もあるのかもしれないのですが、家庭学習というのが、先ほど申し上げたとおり、4月10日時点で、家庭もそうですし、端末がない学校のほうが圧倒的に多い状況だったので、通常のドリルをやったぐらいで再度対面指導をしなくていいかどうかという判断はあると思うのですけれども、全国の学校にどんなにICTがない状況であっても、紙であったり、テレビであったり、学びの保障のための何らかの取組を当然ながらしなければいけないという観点で考えておまして、そういったものも含めて家庭学習として位置付けた上で、その中で要件を満たす場合、要は授業に近い形で、例えば、教員が指導計画に基づいて、学習評価ができる状態になっていて、かつ一定程度子どもたちに授業をやった形で身に付いたと見なす場合に関しては、授業と同様として対

面指導をしなくていいという整理にさせていただいているので、仮に同時双方向のオンラインをきちんとした形でやれたということができれば、一定程度再度対面指導をしなくていいということになったと考えております。

○原座長代理 だから、環境が整っていない問題があったのだけれども、こういった場合に正式な授業として認められるのか、それがきちんと運用されていたのかどうかを確認されていないわけではないですか。

これ以上私がこの話をしても申し訳ないので、ここは規制改革推進会議でも課題だと思うので、今後、合同でやるときにさらに議論できるといいのではないかと思います。

○八田座長 要するに、ポイントは環境が整っていなかったからそこまで踏み込まなかったと言うのだけれども、環境が整った場合にはどうかということを明確にされることが必要なのではないかと指摘だと思います。

もう時間がないので、私のコメントは本当に指摘だけにしておきたいのですが、先ほど阿曾沼先生がおっしゃったように、デジタル教科書になったら、単語が分からないならクリックして飛べるし、発音も聞けるし、色々とできると思う。けれども、それは紙の教科書のときに別の出版社が虎の巻を出すのとはかなり違う。教科書の出版社以外の他の会社が、教科書とリンクした副読本等の教材を使えるようにしておくという必要がある。もし、教科書を作った会社だけがそこを独占できるようにすると、これは典型的な参入制限の問題が起きると思います。そこは是非考慮していただきたいと思っております。

○度會課長補佐 よろしいですか。

八田先生の御指摘はもっともだと思っております。教科書会社だけがやるというのは当然良くないと思いますので、教材会社もたくさんありますので、そことうまく連携しながらということも有識者会議のほうでも考えさせていただいておりますので、先生の御指摘はごもっともだと思っておりますので、併せて検討を進めていきたいと思っております。

○八田座長 教科書会社以外の参考書の会社にも飛べるような、一種の混合診療みたいな感じでできるといいと思います。

○度會課長補佐 ありがとうございます。

○八田座長 今日は予定時間が過ぎて、大変失礼しました。

原委員が指摘されたように、今後はわざわざ別々に御足労いただくのは本当に申し訳ないので、なるべく規制改革推進会議と一緒にやっていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。